

国家公安委員会告示第三十一号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十五日

国家公安委員会委員長 山岡 賢次

一 社団法人島根県猟友会の名称

(一) 変更前の名称 社団法人島根県猟友会

(二) 変更後の名称 一般社団法人島根県猟友会

(三) 変更の年月日 平成二十三年四月一日

二 社団法人神奈川県猟友会の名称

(一) 変更前の名称 社団法人神奈川県猟友会

(三)(二)

変更後の名称 公益社団法人神奈川県猟友会

変更の年月日 平成二十三年六月二十日